

事務連絡
平成23年3月11日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成23年厚生労働省告示第46号）が公布され、平成23年4月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成22年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成23年4月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分027の(1)の②を次のように改める。

② カフ上部吸引機能なし

ア 標準型

B00202701021

イ 特殊処理型

B00202701022

- 2 別表Ⅱ区分057の(2)の①を次のように改める。
- ① 大腿骨ステム(1)
 - ア 標準型 B00205702011
 - イ 特殊型 B00205702012
- 3 別表Ⅱ区分058の(2)の①を次のように改める。
- ① 全置換用材料(I)
 - ア 標準型 B00205802011
 - イ 特殊型 B00205802012
- 4 別表Ⅱ区分078の(2)に次のように加える。
- ⑧ 椎体骨創部閉鎖用 B0020780208
 - ⑨ スクリュー併用用 B0020780209
- 5 別表Ⅱ区分112の(7)中「トリプルチャンバ」を「トリプルチャンバ（Ⅰ型）」に改め、同区分に次のように加える。
- (8) トリプルチャンバ（Ⅱ型） B00211208
- 6 別表Ⅱ区分120の(2)中「異種心膜弁」を「異種心膜弁(I)」に改め、同区分に次のように加える。
- (3) 異種心膜弁(Ⅱ) B00212003
- 7 別表Ⅱ区分129の(2)中「埋込型」を「植込型（拍動流型）」に改め、同区分に次のように加える。
- (3) 植込型（非拍動流型）
 - ① 磁気浮上型 B0021290301
 - ② 水循環型 B0021290302
 - (4) 水循環回路セット B00212904
- 8 別表Ⅱに次のように加える。
- 166 外科用接着用材料 B002166
 - 167 交換用経皮経食道胃管カテーテル B002167
- 9 別表Ⅴ区分015の(1)の②を次のように改める。
- ② カフ上部吸引機能なし
 - ア 標準型 B00501501021
 - イ 特殊処理型 B00501501022

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
027 気管内チューブ	
(1) カフあり	
① カフ上部吸引機能あり	B002 027 01 01
② カフ上部吸引機能なし	
ア 標準型	B002 027 01 02 1
イ 特殊処理型	B002 027 01 02 2
(2) カフなし	B002 027 02
057 人工股関節用材料	
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
058 人工膝関節用材料	
(2) 脛骨側材料	
① 全置換用材料(I)	
ア 標準型	B002 058 02 01 1
イ 特殊型	B002 058 02 01 2
② 全置換用材料(II)	B002 058 02 02
③ 片側置換用材料(I)	B002 058 02 03
④ 片側置換用材料(II)	B002 058 02 04
078 人工骨	
(2) 専用型	
① 人工耳小骨	B002 078 02 01
② 開頭穿孔術用	B002 078 02 02
③ 頭蓋骨・喉頭気管用	B002 078 02 03
④ 椎弓・棘間用	B002 078 02 04
⑤ 椎体固定用	
ア 1椎体用	B002 078 02 05 1
イ その他	B002 078 02 05 2
⑥ 骨盤用	
ア 腸骨稜用	B002 078 02 06 1
イ その他	B002 078 02 06 2
⑦ 肋骨・胸骨・四肢骨用	B002 078 02 07
⑧ 椎体骨創部閉鎖用	B002 078 02 08
⑨ スクリュー併用用	B002 078 02 09
112 ペースメーカー	
(1) シングルチャンバ	B002 112 01
(2) 削除	
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 112 03
(4) 削除	
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 112 05

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
027 気管内チューブ	
(1) カフあり	
① カフ上部吸引機能あり	B002 027 01 01
② カフ上部吸引機能なし	B002 027 01 02
(2) カフなし	B002 027 02
057 人工股関節用材料	
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	B002 057 02 01
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
058 人工膝関節用材料	
(2) 脛骨側材料	
① 全置換用材料(I)	B002 058 02 01
② 全置換用材料(II)	B002 058 02 02
③ 片側置換用材料(I)	B002 058 02 03
④ 片側置換用材料(II)	B002 058 02 04
078 人工骨	
(2) 専用型	
① 人工耳小骨	B002 078 02 01
② 開頭穿孔術用	B002 078 02 02
③ 頭蓋骨・喉頭気管用	B002 078 02 03
④ 椎弓・棘間用	B002 078 02 04
⑤ 椎体固定用	
ア 1椎体用	B002 078 02 05 1
イ その他	B002 078 02 05 2
⑥ 骨盤用	
ア 腸骨稜用	B002 078 02 06 1
イ その他	B002 078 02 06 2
⑦ 肋骨・胸骨・四肢骨用	B002 078 02 07
112 ペースメーカー	
(1) シングルチャンバ	B002 112 01
(2) 削除	
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 112 03
(4) 削除	
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 112 05

